

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

美幌町立旭小学校 令和5年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

### 旭小学校

#### いじめ防止基本方針 (概要)

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える（インターネットを通じて行われるものも含む）行為で、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという緊張感をもち、すべての児童を対象がいじめを行わないよう、いじめ問題に対する理解を深め、いじめに向かわせないため未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### いじめの 早期発見 のための取組

- (1) ガイダンス・カウンセリング機能の充実  
学級集団としてあるべき姿を児童が考え、主体的に行動させるとともに、児童の休み時間の様子に目を配ったり、交友関係を把握したりする。
- (2) 「いじめの把握のためのアンケート調査」の実施  
年2回「いじめの把握のためのアンケート調査」を実施する。
- (3) 教育相談の実施  
日常的に児童の悩み等に対応するとともに、アンケート調査を基にした教育相談やカウンセラーとの教育相談へつなげる。

### 本校の いじめ防止 プログラムの活動

- (1) 学級経営の充実
  - ア 児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践
  - イ 自己有用感、共感的人間関係、自己決定の場を生かした指導
- (2) 道徳教育の充実
  - ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
  - イ 人権尊重の精神や思いやりの心などの育成
- (3) 児童の主体的・自主的活動の推進（学校行事、児童会活動、学級活動）
  - ア よりよく生きるための自分で決定し活動する場を設定する。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の旭小学校のいじめ対策組織担当は、

教諭 小野 俊輔（おの しゅんすけ）です。

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） (メール)	0120-3882-56 <a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） (メール)	011-612-5030 <a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
才ホーツク教育局教育相談電話（電話）	0152-41-0748	



子ども相談支援  
センターイメージ  
キャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例  
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果  
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ

